

平成26年(家口)第10004号 間接強制申立事件

決 定

広島市佐伯区五日市 ○ ○ ○ ○ ○

債 権 者 【 父 親 】

広島県東広島市 ○ ○ ○ ○ ○

債 務 者 【 母 親 】

広島県東広島市 ○ ○ ○ ○ ○

未 成 年 者 【 長 男 】

(平成13年4月23日生まれ)

広島県東広島市 ○ ○ ○ ○ ○

未 成 年 者 【 二 男 】

(平成15年11月11日生まれ)

広島県東広島市 ○ ○ ○ ○ ○

未 成 年 者 【 長 女 】

(平成20年9月29日生まれ)

主 文

- 1 債務者は、当事者間の広島家庭裁判所平成24年(家イ)第1203号親族間の紛争調整調停申立事件において平成25年6月13日に成立した調停調書の執行力ある正本に基づき、債権者と未成年者 二男 及び未成年者 長女 を、別紙調停調書第1項、第3項ないし第6項、第8項及び第9項のとおり面会させなければならない。ただし、上記各項中、「第1項の子ら」とあるのは「二男 及び長女 」、「子ら3名全員」とあるのは「子ら2名両方」と、それぞれ読み替えた上、面会交流をすべき子らの人数が2名であることを前提とした場合に意味をなさないか趣旨が不明確となる条項については適用しない。
- 2 債務者が、本決定の告知を受けた日以降、前項の義務を履行しないときは、債務者は債権者に対し、未成年者1人についての不履行1回につき1万500



0円の割合による金員を支払え。

- 3 債権者のその余の請求を却下する。
- 4 手続費用は、各自の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

- 1 広島家庭裁判所平成24年(家イ)第1203号親族間の紛争調整調停事件の執行力のある正本に基づいて、債務者は、この決定の送達を受けた以降、債務者が調停条項による面会交流の義務を履行しないときは、債務者は債権者に対し、次の金員を支払え。
- 2 債務者が、前項の面会交流の義務を履行しないときは、債権者に、面会交流1回あたり、面会交流できていない子らの人数に対して、10万円/一人を支払え。

第2 本件に至る経緯等

一件記録及び関連事件(当庁平成24年(家イ)第1203号親族間の紛争調整調停事件)の記録によれば、次の事実が認められる。

- 1 債権者(昭和48年8月6日生まれ)と債務者(昭和50年7月28日生まれ)は、平成11年5月28日に婚姻し、長男(平成13年4月23日生まれ)、二男(平成15年11月11日生まれ)及び長女(平成20年9月29日生まれ)をもうけた。
- 2 債権者と債務者は、平成23年4月3日、別居した。
- 3 債権者と債務者との間で、平成24年8月3日、長男、二男及び長女の監護者をいずれも債務者と定め、債権者が二男及び長女を債務者に引き渡す旨の調停が成立した(当庁平成24年(家イ)第1209号ないし第1213号)。
- 4 債権者は、平成24年8月3日、当庁に対し、親族間の紛争調整調停(当庁平成24年(家イ)第1203号)を申し立て、平成25年6月13日、債務

者との間で、別紙調停調書のとおり面会交流の日時・方法等を定めた調停（以下、「本件調停」という。）が成立した。

- 5 債権者は、本件調停成立以降、平成25年12月までの間、概ね別紙調停調書に従って面会交流をしていたが、平成26年1月に長男 及び二男 との面会ができなかったとして、同年2月19日、当庁に対し、履行勧告の申立てをした（当庁平成26年（家口）第45号）。債務者は、同年3月10日、当庁の調査勧告に対し、長男 及び二男 が面会交流を渋っており説得に応じてもらえないこと、同年2月22日の面会日には長男 から債権者に対して直接心情を話したこと、債務者としては同年3月21日にも予定通り面会交流を実施したいと考えていること、その際もし長男 が面会を渋ったとしても、少なくとも同人を引渡場所に連れて行って債権者に事情を説明させるつもりであることを申し述べ、同履行勧告手続は終了した。
- 6 平成26年1月から同年8月までの債権者と未成年者らの宿泊を伴う面会交流の実施状況は、別紙平成26年面会交流日程のとおりである。また、同年9月の面会交流は、同月27日及び28日に、同年10月の面会交流は、債権者と債務者との協議により同年11月15日及び16日に、同年11月の面会交流は同月22日及び23日に、それぞれ二男 及び長女 について実施された。
- 7 平成26年1月以降の面会交流に関する未成年者ら及び債務者の対応状況等は、以下のとおりである。
 - (1) 長男 及び二男 は、同年1月、債務者に対し、同月25日に予定されていた面会交流に行きたくないとの意思を示した。債務者は、引渡日時である同日午前10時に、別紙調停調書に定められた引渡場所である道の駅湖畔の里福富（以下、「本件道の駅」という。）まで子らを連れて行ったが、長男 及び二男 は、債権者に行きたくない旨を伝えて債務者の車に戻ってきたため、長女 についてのみ宿泊付きの面会が実施された。同年2月

及び3月の面会交流についても、同様に、長男 及び二男 は本件道の駅までしか行かず、長女 についてのみ宿泊付きの面会が実施された。

(2) 長男 は、同年4月、中学校に入学し野球部に入部した。同月以降、長男 は、試験前を除く毎週末に部活の練習又は試合があるため、部活を優先したい旨述べている。債務者は、長男 に対し、面会交流に応じるか、少なくとも面会交流場所まで同行するよう働きかけているものの、長男 は、面会交流が予定されている土曜日の午前10時には既に部活に出かけているため、本件道の駅まで出向いたことはない。また、債務者の具合が悪い時などに、面会交流から戻ってくる二男 又は長女 の迎えに同行することを渋々ながら承諾したことはあるが、その際本件道の駅で債権者から話しかけられても答えようとしなかった。同年8月には、債権者の盆休みに合わせて2泊3日の面会交流が設定され、盆休みであることを理由に債務者からも特に頼んだため、長男 も部活を休んで面会交流に応じたが、帰宅後、債務者に対し、今度からは頼まないでほしい旨述べた。

(3) 二男 は、同年4月以降、面会交流に応じる日と応じない日とがあり、債務者の説得にもかかわらず面会交流を拒絶するときには、宿泊用の荷物を持たずに本件道の駅に行き、長女 の引渡しの際に債権者と顔を合わせるのみで、そのまま債務者と一緒に帰宅している。

(4) 長女 は、債権者との面会交流を嫌がることはなく、体調不良又は行事等の事情のない限り、面会交流が実施されている。

8 債権者は、平成26年9月11日、当裁判所に対して、本件申立てをした。債務者は、同年10月10日及び同年11月10日に行われた審尋期日において、長男 及び二男 がこれまでの面会交流時の債権者の対応に不満を持っていること、長男 は中学校入学以降野球部の練習に打ち込んでおり、面会交流のために月1回の頻度で週末の練習を休まなければならないのを嫌がっていること、二男 は面会交流に応じるかどうかの気分には波があり、同人が

行かないと言う場合には説得することは難しいが、その場合でも道の駅までは同行させて、債権者に自分で行かない旨説明させていることなどを述べた。

第3 当裁判所の判断

- 1 (I) 子を監護している親（以下、「監護親」という。）と子を監護していない親（以下、「非監護親」という。）との間で、非監護親と子が面会交流をすることを定める調停が成立した場合において、この面会交流についての定めは、少なくとも、監護親が、引渡場所において非監護親に対して子を引き渡し、非監護親と子との面会交流の間、これを妨害しないなどの給付を内容とするものが一般であり、そのような給付については、性質上、間接強制をすることができないものではない（最高裁平成24年（許）第47号平成25年3月28日第一小法廷決定・集民243号271頁）。そして、子が非監護親との面会交流を拒絶する意思を示していることは、これをもって、調停成立時とは異なる状況が生じたといえるときは当該調停調書に係る面会交流を禁止し、又は面会交流についての新たな条項を定めるための調停や審判を申し立てる理由となり得ることなどは格別、上記調停調書に基づく間接強制決定をすることを妨げる理由となるものではない（最高裁平成24年（許）第48号平成25年3月28日第一小法廷決定・民集67巻3号864頁参照）。

もつとも、上記のような子を引き渡すという監護親の行為を予定した給付は、本来、子が幼く、監護親による引渡しによって面会交流が可能な場合を想定しているものと考えられる。子がある程度年長になると、監護親が子の抵抗を排除して引渡場所まで連れて行った上で引き渡すなどということは、そもそも物理的に困難であるし、また仮に物理的に不可能ではないとしても、年長の子についてそのような実力行使をすることは、社会通念上是認できるものではないといわざるを得ない。そうすると、調停調書において上記のような給付が定められたとしても、子が年長で監護親の意思のみによっては引



渡しが困難であるような場合には、履行のために事実上第三者の同意若しくは協力を要する場合に準じて、債務の性質上、間接強制を許さない場合に当たると解するのが相当である（このことは、子の拒絶そのものが間接強制決定を妨げないこととも矛盾しない。）。

- (2) そして、間接強制を許さない理由が以上のようなものだとすると、そのような場合に当たるか否かは、子の年齢のみをもって一義的に定まるとまではいえず、子の年齢に加えて、監護親の働きかけや子の対応状況等を総合的に考慮し、監護親による給付のために子の同意若しくは協力を要するにも関わらず容易にこれを得る見込みがないといえるか否かという観点から判断するのが相当である。

これを本件についてみると、長男 は、13歳の中学1年生であるところ、中学校入学以前は、債務者の依頼に応じて少なくとも引渡場所までは同行していたのに対し、中学校入学以降は、部活を優先させたいとの意向を明確に示し、引渡時刻の午前10時には既に部活に出かけてしまっている。また、債務者は、長男 に対して、面会交流に応じるか、少なくとも面会交流場所まで同行するよう再三依頼していることが認められるが、きょうだいの迎えに同行することですら消極的であり、実際に長男 が部活を休んで面会交流に応じたのは、盆休みであることを理由にして債務者が特に頼み込んだ平成26年8月の1回のみである。以上のような、長男 の年齢、これまでの債務者からの働きかけ及びそれに対する長男 の対応状況等に照らすと、長男 を引渡場所で債権者に引き渡すという内容の給付については、長男 の同意若しくは協力を要するにも関わらず容易にこれを得る見込みがないものとして、債務の性質上、間接強制を許さないものというべきである。

他方で、二男 は、11歳の小学5年生であるが、これまで同人が面会交流を拒絶した場合にも、債務者が言い聞かせて引渡場所までは連れて行く

ことができていること、長女は、6歳の幼稚園児であり、未だ年少であることからすれば、引渡場所において二男及び長女を引き渡すという給付については、債務の性質上、間接強制を許さないものとまではいえない。

- 2 以上を前提に、間接強制決定をするためには、監護親がすべき給付が特定されていることを要するところ、調停調書に面会交流の日時又は頻度、各回の面会交流時間の長さ、子の引渡しの方法等が具体的に定められている場合には、監護親がすべき給付の特定に欠けるところがないといえる（最高裁平成24年（許）第47号平成25年3月28日第一小法廷決定・集民243号271頁）。

これを本件についてみると、別紙調停調書の定めのうち、「夏期の長期休暇中」の面会交流については、具体的な日時及び子らの引渡しの方法を債権者と債務者との協議で定めることが予定されており、債務者のすべき給付が十分に特定されているとはいえないが、月1回の面会交流については、面会交流の日時、各回の面会交流時間の長さ、子の引渡しの方法の定めにより債務者がすべき給付の特定に欠けるところはないといえるから、本件では、月1回の面会交流を定める部分についてのみ、別紙調停調書に基づき間接強制決定をすることができるというべきである。

ただし、別紙調停調書の定めは、なるべく未成年者3名と同時に宿泊付きの面会交流をできるよう、面会交流の日時の選択等について詳細に場合分けをしたものであるから、二男及び長女との面会交流についてのみ間接強制決定をするに当たっては、別紙調停調書のうち、「第1項の子ら」とあるのを「二男及び長女」、「子ら3名全員」とあるのを「子ら2名両方」とそれぞれ読み替えた上で、面会交流をすべき子らの人数が2名であることを前提とした場合に意味をなさないか趣旨が不明確となる条項については、適用がないものと解するべきである。

- 3 そして、一件記録により認められる債務者の資力等本件に顕れた一切の事情



を考慮すれば、債務の履行を確保するために債務者に支払いを命じる額としては、未成年者1人についての不履行1回につき1万5000円と定めるのが相当である。

4 よって、主文のとおり決定する。

平成26年12月24日

広島家庭裁判所

裁判官 田 中 い ゑ 奈



| | |
|--------------|--|
| 家事審判官 認 印 | |
|--------------|--|

| 調 書 (成立) | |
|--|---|
| 事件の表示 | 平成24年(家イ)第1203号 親族間の紛争調整調停事件 |
| 期 日 | 平成25年6月13日 午前10時00分 |
| 場 所 | 広島家庭裁判所 |
| 家事審判官 | 杉本正樹 |
| 家事調停委員 | 野原耕次 飯岡久美 |
| 裁判所書記官 | 森 直美 |
| 当事者等及び その出頭状況 | 住所 広島市佐伯区 ○ ○ ○ ○ ○ 申立人 【 父 親 】 (出頭) 申立人代理人弁護士 赤司 恭介 (出頭) 住所 広島県東広島市 ○ ○ ○ ○ ○ 相手方 【 母 親 】 (出頭) |
| 別紙調停条項のとおり調停が成立した。 広島家庭裁判所 裁判所書記官 森 直美 | |

調 停 条 項

1. 相手方は、申立人に対し、申立人と当事者間の長男（平成13年4月23日生）、二男（平成15年11月11日生）及び長女（平成20年9月29日生）を、次の日時において、毎月1回、2泊までの宿泊を伴う面会交流をさせる。ただし、2泊の面会交流は、子らが2泊する意向であるときに実施するものとし、申立人において、子の意向を確認することができる。
 - (1) 毎月第4土曜日の午前10時から翌日午後5時までの間
 - (2) 毎月第4土曜日の前日金曜日が祝日の場合は、同金曜日の午前10時から翌々日の午後5時までの間
 - (3) 毎月第4土曜日の翌々日の月曜日が祝日の場合は、同土曜日の午前10時から同月曜日の午後5時までの間
2. 相手方は、申立人に対し、申立人と前項の子らを、前項の面会交流とは別に、前項の子らの夏期の長期休暇中に、次の日時において、2泊以上の宿泊を伴う面会交流をさせる。ただし、3泊以上の面会交流は、子らが3泊以上する意向であるときに実施するものとし、申立人において、子の意向を確認することができる。
 - (1) 面会交流の日には当事者間の協議のうえ定める。
 - (2) 面会交流の開始時刻は、初日の午前10時、同終了時刻は、末日の午後5時とする。
 - (3) 前項の子らが、前項の子らの春期またはゴールデンウィーク及び冬期の長期休暇中に、前項の面会交流とは別に、宿泊を伴う面会交流を希望するときは、相手方は、これを妨げない。この場合は、面会交流の日には、当事者間の協議のうえ定め、面会交流の開始時刻は、初日の午前10時、同終了時刻は、末日の午後5時とする。
3. 第1項及び前項の面会交流の際、相手方は、第1項の子らを面会交流開始時

刻までに相手方自宅近くの「道の駅湖畔の里福富（東広島市福富町久芳1506）」において申立人に受け渡し、申立人は、第1項の子らを面会交流終了時刻までに同所において相手方に受け渡す。ただし、当事者間の協議により、受渡場所を「ゆめタウン東広島（広島県東広島市西条土与丸1丁目5-7）」に変更することを妨げない。

- 4 申立人は、面会交流の際に生じた飲食費、施設への入場料、物品の購入代金等の費用を全額負担する。ただし、前項の移動に要した費用は当事者各自の負担とする。
- 5 第1項の子らの病気、学校行事（遠足、修学旅行、運動会等）、その他やむを得ない事情により、第1項及び第2項の面会交流の実現が不可能となった場合は（宿泊を伴う面会交流が不可能になった場合や第1項の子らの一部に面会交流できない事情が生じた場合を含む。）、上記事情が生じた一方当事者は、他方当事者に速やかに連絡を取り、上記事情を伝えなければならない。
- 6 第1項の面会交流について、同項に定める面会交流の開始時刻までに、前項に定める事情が生じたため、第1項のとおりにより子ら3名全員で宿泊を伴う面会交流を行うことができない場合の面会交流について、次のとおり定める。
 - (1) 子ら3名全員が、宿泊又は日帰りのいずれの面会交流もすることが不可能な場合、若しくは、子らのうち1名のみが宿泊又は日帰りによる面会が可能である場合、当該月の面会交流は、次のアの方法により実施する。ただし、第5項に定める事情により、子ら全員についてアの方法での実施が不可能な場合、事前に当事者間で協議のうえ、イの方法により実施する。
 - ア 第5項に定める事情のない子について、第1項の「第4土曜日」を、「第4土曜日の翌週にあたる土曜日」（以下「翌週土曜日」という。）に読み替えた日時に実施する方法。
 - イ 第5項に定める事情のない子について、翌週土曜日又はその翌日の午前10時から午後5時までの間、日帰りによる面会交流を実施する方法。



(2) 子らのうち2名が、宿泊を伴う面会交流を行うことが可能な場合は、当該月の面会交流は、次のアの方法により実施する。ただし、事前に当事者間の協議のうえ、次のイからエのいずれかの方法により面会交流を実施することを妨げない。(ただし、協議のときに、第5項の事情により、宿泊又は日帰りの面会交流をすることができない子があることがあらかじめわかっている場合は、相手方はその旨を申立人に伝える。)

上記の協議においては、エの方法が選択できるのは、第5項に定める事情によりイ又はウの方法での実施が不可能な場合に限る。

ア 第1項の日時に、子らのうち宿泊が可能な2名について、面会交流を実施する方法

イ 第1項の日時のうち可能な日に、子らの3名全員について、午前10時から午後5時までの間日帰りによる面会交流を実施する方法

ウ 第1項の第4土曜日を、「翌週土曜日」に読み替えた日時と方法により、子ら3名全員について、面会交流を実施する方法

エ 翌週土曜日またはその翌日の午前10時から午後5時までの間、子ら3名全員について、日帰りによる面会交流を実施する方法

(3) 子らの3名全員について、宿泊を伴う面会交流を行うことが不可能な場合、または、子らのうち1名のみが宿泊を伴う面会が可能である場合(本項(1)に該当する場合を除く。)、当該月の面会交流は、次のアの方法により実施する。ただし、事前に当事者間の協議のうえ、次のイないしエのいずれかの方法により面会交流を実施することを妨げない。(ただし、協議のときに、第5項の事情により、宿泊又は日帰りの面会交流をすることができない子があることがあらかじめわかっている場合は、相手方はその旨を申立人に伝える。)

上記の協議における選択においては、第5項による事情により、イからエの方法による面会交流が可能な子が1名のみとなるときは、その方法を選択することができない。また、アまたはイの方法が子ら3名全員について実施可能な



場合、エの方法を選択することはできない。

ア 第4土曜日（第1項(2)の場合はその前日の金曜日）に、子らのうち第5項に定める事情のない2名以上について、午前10時から午後5時までの日帰りによる面会交流を実施する方法

イ 第1項の日時のうち第4土曜日（第1項(2)の場合はその前日の金曜日）を除く可能な日に、子らのうち第5項に定める事情のない2名以上について、午前10時から午後5時までの日帰りによる面会交流を実施する方法

ウ 第1項の第4土曜日を、「翌週土曜日」に読み替えた日時と方法により、第5項の事情のない子について、面会交流を実施する方法

エ 翌週土曜日またはその翌日の午前10時から午後5時までの間、第5項の事情のない子について、日帰りによる面会交流を実施する方法

(4)ア 本項(2)又は(3)でイを選択した後、選択時に面会交流を予定していた子について、第5項に定める事情が生じ、イの日時には全員が面会交流することができず、又は、日帰りによる面会交流が可能な子が1名のみとなったときは、本項(3)のウの方法で実施する。ただし、当事者間の協議のうえ、本項(3)のエの方法で実施することを妨げない。

イ 本項(2)又は(3)でイを選択した後、選択時に面会交流を予定していた子について、第5項に定める事情が生じても、イの日時に子らのうち2名以上で日帰りによる面会交流が可能な場合は、当該子らについてイの第1項の日時にその可能な方法により面会交流を行う。

(5) 本項(1)から(4)により、代替日の面会交流を予定していた子について、第5項に定める事情が生じた場合は、相手方は申立人にその旨を伝え、同事情の生じていない子について、宿泊又は日帰りの方法により面会交流を実施し、さらに代替日をもうけない。

7 第2項の面会交流について、同項(1)で協議して定めた日(以下「面会予定日」という。)の面会交流の開始時刻までに、第5項に定める事情が生じたため、面

会予定日に子ら3名全員で2泊以上の宿泊を伴う面会交流をすることができない場合の面会交流について、次のとおり定める。

- (1) 子ら3名全員が、宿泊又は日帰りのいずれの面会交流もすることが不可能な場合、又は、子らの1名のみが宿泊又は日帰りによる面会交流が可能である場合に、事前に当事者間で協議のうえ、次のアまたはイの方法により実施する(ただし、協議のときに、第5項の事情により、宿泊又は日帰りの面会交流をすることができない子があることがあらかじめわかっている場合は、相手方はその旨を申立人に伝える。)

上記の協議においては、イの方法が選択できるのは、子ら2名以上でアの方法での実施が不可能な場合に限る。

ア 子らのうち第5項に定める事情のある子を除いた2名以上で、1泊以上の宿泊を伴う面会交流(面会交流開始時刻等は第2項(2)と同じ)をすることが可能な日があれば、これを代替日として実施する方法。

イ 子ら3名全員または第5項に定める事情のある子を除いた人数で、午前10時から午後5時までの間日帰りによる面会交流をすることが可能な日があれば、これを代替日として日帰りによる面会交流を実施する方法。ただし、子らのうち1名のみ面会交流を他の選択肢により回避できる場合は、これを回避する。

- (2) 子ら3名または一部について、面会予定日における1泊以上の宿泊を伴う面会交流が可能な場合(ただし、本項(1)に該当する場合を除く。)、1泊以上の宿泊を伴う面会交流を実施することが可能な子が2名以上いるときは、次のアの方法により実施し、1名しかいない場合は、以下のイの方法により実施する。ただし、事前に当事者間で協議のうえ、次のアからエのいずれかの方法により面会交流を実施することを妨げない。ただし、協議にあたっては、子らのうち1名のみ面会交流を他の選択肢により回避できる場合は、これを回避する。

ア 面会予定日に、第5項の事情がなく、宿泊を伴う面会交流が可能な子の範

困で、可能な宿泊日数の宿泊を伴う面会交流(面会交流開始時刻等は第2項(2)と同じ)を実施する方法

イ 面会予定日に、第5項の事情がなく、面会交流が可能な子の範囲で午前10時から午後5時までの間日帰りによる面会交流を実施する方法

ウ 子ら3名全員又は第5項の事情のある子を除いた人数で、1泊以上の宿泊を伴う面会交流(面会交流開始時刻等は第2項(2)と同じ)をすることが可能な日があれば、これを代替日として実施する方法

エ 子ら3名全員又は第5項の事情のある子を除いた人数で、午前10時から午後5時までの間に面会交流をすることが可能な日があれば、これを代替日として日帰りによる面会交流を実施する方法

(3) 子ら3名全員が、1泊以上の宿泊を伴う面会交流をすることが不可能となった場合(ただし、本項(1)に該当する場合を除く。)、次のアの方法により実施する。ただし、事前に当事者間で協議のうえ、次のイまたはウの方法により実施することを妨げない。ただし、協議にあたっては、子らのうち1名のみでの面会交流を他の選択肢により回避できる場合は、これを回避する。

ア 面会予定日に、第5項の事情がなく面会可能な子の範囲で午前10時から午後5時までの間日帰りによる面会交流を実施する方法

イ 子ら3名全員又は第5項の事情のある子を除いた人数で、1泊以上の宿泊を伴う面会交流をすることが可能な日があれば、これを代替日として実施する方法

ウ 子ら3名全員又は第5項の事情のある子を除いた人数で、午前10時から午後5時までの間に面会交流をすることが可能な日があれば、これを代替日として日帰りによる面会交流を実施する方法

(4) 本項(1)から(3)により代替日を決定した後、面会交流を予定していた子について、第5項に定める事情が生じた場合は、相手方は申立人にその旨を伝え、当該代替日を「面会予定日」として本項(2)のアの方法により実施する。ただし、こ



の方法による実施が不可能である場合には、当該代替日を面会予定日として、本項(2)のイの方法で実施し、イの方法による実施も不可能である場合には当事者間で協議のうえ、本項(2)のウまたはエの方法で実施するものとする。

- (5) 当事者間で(1)から(4)の協議の結果、当該長期休暇中の面会交流の実施が不可能と判断された場合、当該休暇中に第2項の面会交流は実施しない。
- 8 以上のほか、当事者間の面会交流についての協議にあたっては、子らのうち1名のみ当面交流を他の選択肢により回避できる場合はこれを回避する。
- 9 申立人及び相手方は、申立人と第1項の子らとの面会交流の円滑な実施について相互に協力することを約束する。

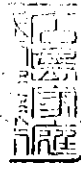
以上

平成26年 面会交流日程

| | | | | | 長男 | 二男 | 長女 |
|--------|------|------|---|----|----|------|------|
| 1月分予定日 | 条項日程 | 2014 | 1 | 25 | | | ○ |
| | | 2014 | 1 | 26 | | | ○ |
| | 延期日程 | 2014 | 2 | 1 | | | |
| | | 2014 | 2 | 2 | | | |
| 2月分予定日 | 条項日程 | 2014 | 2 | 22 | | | ○ |
| | | 2014 | 2 | 23 | | | ○ |
| | 延期日程 | 2014 | 3 | 1 | | | |
| | | 2014 | 3 | 2 | | | |
| 3月分予定日 | 条項日程 | 2014 | 3 | 21 | | | ○ |
| | | 2014 | 3 | 22 | | | ○ |
| | | 2014 | 3 | 23 | | | ○ |
| | 延期日程 | 2014 | 3 | 29 | | | |
| | | 2014 | 3 | 30 | | | |
| 4月分予定日 | 条項日程 | 2014 | 4 | 26 | | 理由あり | 理由あり |
| | | 2014 | 4 | 27 | | | |
| | 延期日程 | 2014 | 5 | 3 | | ○ | ○ |
| | | 2014 | 5 | 4 | | ○ | ○ |
| | | 2014 | 5 | 5 | | ○ | ○ |
| 5月分予定日 | 条項日程 | 2014 | 5 | 24 | | | |
| | | 2014 | 5 | 25 | | | |
| | 延期日程 | 2014 | 5 | 31 | | ○ | ○ |
| | | 2014 | 6 | 1 | | ○ | ○ |
| 6月分予定日 | 条項日程 | 2014 | 6 | 28 | | | |
| | | 2014 | 6 | 29 | | | |
| | 延期日程 | 2014 | 7 | 5 | | | |
| | | 2014 | 7 | 6 | | | |
| 7月分予定日 | 条項日程 | 2014 | 7 | 26 | | | ○ |
| | | 2014 | 7 | 27 | | | ○ |
| | 延期日程 | 2014 | 8 | 2 | | | |
| | | 2014 | 8 | 3 | | | |
| 夏季休暇 | 条項日程 | 2014 | 8 | 15 | ○ | ○ | ○ |
| | | 2014 | 8 | 16 | ○ | ○ | ○ |
| | | 2014 | 8 | 17 | ○ | ○ | ○ |
| 8月分予定日 | 条項日程 | 2014 | 8 | 23 | | | |
| | | 2014 | 8 | 24 | | | |
| | 延期日程 | 2014 | 8 | 30 | | | |
| | | 2014 | 8 | 31 | | | |

3 8 17 28/111

※調停条項での『やむを得ない事情』があるのは、のべ111日で83日もあるのでしょうか？
 ※なお調停条項通りであれば、面会交流の第4週土曜日からの面会交流にて1名のみはあり得ない



これは謄本である。

平成26年12月25日

広島家庭裁判所

裁判所書記官 山 徳 眞

